

香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第62号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和31年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(特別徴収金の額等の通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>条例第5条第1項又は第3項</u>の規定により特別徴収金を徴収する場合には、特別徴収金の額その他当該特別徴収金に関し必要な事項を定めてこれを特別徴収金の徴収を受ける者に通知する。特別徴収金の額を変更したときも、また同様とする。</p> <p>(<u>条例第5条第6項</u>に規定する規則で定める面積)</p> <p>第6条 <u>条例第5条第6項</u>に規定する規則で定める面積は、次の表の左欄に掲げる事業の種類に応じ、同表の中欄に掲げる転用について、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 853 1077 1013"><tr><td>1</td><td>かんがい排水事業及び^{かん}灌^{がい}水^{すい}防^{ぼう}除^{じゆ}事業</td><td>略</td></tr><tr><td>2・3</td><td>略</td><td></td></tr></table> <p>(特別徴収金の免除)</p> <p>第7条 <u>条例第5条第6項</u>の規定により同条第1項の特別徴収金の免除を受けようとする者は、特別徴収金免除申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	1	かんがい排水事業及び ^{かん} 灌 ^{がい} 水 ^{すい} 防 ^{ぼう} 除 ^{じゆ} 事業	略	2・3	略		<p>(特別徴収金の額等の通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により特別徴収金を徴収する場合には、特別徴収金の額その他当該特別徴収金に関し必要な事項を定めてこれを特別徴収金の徴収を受ける者に通知する。特別徴収金の額を変更したときも、また同様とする。</p> <p>(<u>条例第5条第3項</u>に規定する規則で定める面積)</p> <p>第6条 <u>条例第5条第3項</u>に規定する規則で定める面積は、次の表の左欄に掲げる事業の種類に応じ、同表の中欄に掲げる転用について、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 853 2063 1013"><tr><td>1</td><td>かんがい排水事業</td><td>略</td></tr><tr><td>2・3</td><td>略</td><td></td></tr></table> <p>(特別徴収金の免除)</p> <p>第7条 <u>条例第5条第3項</u>の規定により同条第1項の特別徴収金の免除を受けようとする者は、特別徴収金免除申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	1	かんがい排水事業	略	2・3	略	
1	かんがい排水事業及び ^{かん} 灌 ^{がい} 水 ^{すい} 防 ^{ぼう} 除 ^{じゆ} 事業	略											
2・3	略												
1	かんがい排水事業	略											
2・3	略												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。